

第54期

令和2年度第1回滋賀地方最低賃金審議会

議事録

(令和2年7月8日)

滋賀地方最低賃金審議会

第 54 期 令和 2 年度 第 1 回滋賀地方最低賃金審議会

開催日時	7月8日(水) 14時30分～15時00分
開催場所	大津市ふれあいプラザ ホール (明日都浜大津)
出席状況	公益代表委員 3人(定数5人) 労働者代表委員 5人(定数5人) 使用者代表委員 4人(定数5人) 事務局 5人
出席者	公益代表委員 片山 聡 中 睦 平井建志 労働者代表委員 相澤三千代 池内正博 大江彰宏 大西省三 吉田 守 使用者代表委員 石田秀幸 楠亀博美 中村宏幸 西田保夫 事務局 待鳥労働局長、足立労働基準部長、 綿貫賃金室長、 辰巳室長補佐、唐牛賃金指導官
主要議題	滋賀県最低賃金の改定決定について(諮問) 滋賀県最低賃金専門部会の設置について 特定(産業別)最低賃金について 滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について 実地視察について その他
議事録	別紙のとおり

〔開会〕

○事務局（室長）

それでは、ただ今から、令和2年度 第1回滋賀地方最低賃金審議会を開催します。

まず、本日の委員の皆様のご出席状況ですが、定数15名のところ、公益代表委員3名、労働者代表委員5名、使用者代表委員4名、の計12名のご出席をいただいています。公益代表委員の佐野委員と石井委員、使用者代表委員の石井委員はご都合によりご欠席されています。

最低賃金審議会令第5条第2項の規定により、3分の2以上の出席があり、本審議会が有効に成立していることをご報告します。

また、本審議会は、滋賀地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開とし、傍聴の申込みを受け付けていたところ、傍聴を希望される方が5名おられ、本日、傍聴していることを報告します。

本日の審議会は、2年任期としている第54期審議会の2年目です。第54期滋賀地方最低賃金審議会委員名簿をお配りしていますので、お手元の資料No.1 第54期滋賀地方最低賃金審議会委員名簿をご覧ください。

なお、労働者代表委員1名の交替があり、新しく大西省三委員がご就任されたのでご紹介します。

大西委員、ひと言お願いします。

○労働者代表委員

ただいまご紹介いただきました、今回、労働者代表委員として選ばれておりますUAゼンセンの大西と申します。連合では、副会長もさせていただきます。

2年前まで愛知の最低賃金審議会に出ていましたが、今回、滋賀の最低賃金審議会委員となりましたので、今後の発展のために尽力していきたいと思っています。どうぞよろしく願います。

○事務局（室長）

次に、新任の事務局メンバーを紹介させていただきます。

○事務局（局長）

待鳥です。よろしくお願いします。

○事務局（室長）

改めまして、賃金室長の綿貫です。

○事務局（賃金指導官）

賃金指導官の唐牛です。どうぞ、よろしく申し上げます。

○事務局（室長）

以上が事務局の新メンバーです。今年度は日程調整等何かとご無理を申し上げますが、どうぞよろしくご願ひ申し上げます。

この後の進行について、中会長にご願ひします。

○会長

それでは、まず初めに、滋賀労働局長からご挨拶を願ひします。

○事務局（局長）

冒頭に、今年度の第1回滋賀地方最低賃金審議会開催にあたりまして、ひとこと、ご挨拶を申し上げます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご参集たまわり、誠にありがとうございます。また、皆様方には、日ごろから、最低賃金行政をはじめとして労働行政全般の円滑な運営に多大なご理解とご協力を賜っておりますことに、この場をお借りして厚く御礼申し上げます。本日は、滋賀県の最低賃金の改正について諮問等をさせていただくために、本審議会を開催したところです。経済の好循環を実現させるためには、最低賃金を含めた賃金の引上げは重大で、第二次安倍政権発足以降、賃金引上げのための環境整備に全力を挙げて取り組んでまいりました。6月3日に開催された全世代型社会保障検討会議において、安倍総理大臣から、昨年閣議決定した、より早期に全国加重平均1000円を目指すとの政府方針を堅持したうえで、新型コロナウイルス感染症による雇用、経済への影響は厳しい状況にあることから、今は官民を挙げて雇用を守ることは最優先課題である、との政府としての考え方を示されました。これについて、加藤厚生労働大臣に対して、中小企業・小規模事業者がおかれている厳しい状況を考慮し検討をすすめるよう、安倍総理から指示がなされたところです。本審議会におかれても、このような状況を十分ご考慮いただきながら、10月1日の発効を目処にご審議を願ひ申し上げます。私ども事務局としても、円滑かつ充実したご審議をいただけるよう、精一杯務めてまいりますので、全会一致による合意形成が是非とも得られるよう重ねて願ひ申し上げます。本日はどうかよろしく願ひします。

○会長

ありがとうございます。次に、議題（1）「滋賀県最低賃金の改正決定について」です。

事務局 願ひします。

○事務局（室長）

それでは、局長から会長に諮問文を手交させていただきます。

会長、局長、お手数ですが前にお進み願います。なお、諮問文の写しについては資料No.2として添付していますので、ご参照願います。

〔局長より会長に対して諮問文を手交〕

○会長

それでは、事務局から諮問文の朗読と説明をお願いします。

○事務局（補佐）

諮問文を朗読します。

滋労発基 0708 第 1 号

令和 2 年 7 月 8 日

滋賀地方最低賃金審議会 会長 中 睦 殿

滋 賀 労 働 局 長 待 鳥 浩 二

最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 12 条の規定に基づき、滋賀県最低賃金（昭和 55 年滋賀労働基準局最低賃金公示第 3 号）の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。以上です。

続いて、本日お配りしている資料について本来は中身を細かく説明をさせていただくのですが、コロナの状況下の審議会となり時間短縮のため簡単に説明します。

資料No.1 は省略して、5 ページ 資料No.3 滋賀県内経済情勢報告では、総括判断としてはきわめて厳しい状況、とされています。

つづいて 9 ページ 資料No.4 は「法人企業景気予測調査」です。全産業の現状判断については「下降」超、先行きも「下降」超とされています。

17 ページ 資料No.5 は、「滋賀県鉱工業指数 令和 2 年 4 月速報」です。概要は、生産指数は 2 か月連続で低下、出荷指数も 2 か月連続で低下し、在庫指数は 3 か月ぶりに低下、です。

31 ページ 資料No.6 は、「大津市の費目別標準生計費 1 人の推移」です。

33 ページ 資料No.7 は、「大津市の消費者物価指数 令和 2 年 5 月」です。

43 ページ、資料No.8 は、各集計機関別に発表された今春季賃上げ回答妥結状況等をお示ししています。それぞれ、前年同時期の数値を一番右に記載しています。

45 ページの資料No.9は「最近の雇用失業情勢」です。こちらは、滋賀労働局職業安定部が6月末に公表した5月の雇用失業情勢です。5月の受理地別有効求人倍率は前月を0.15ポイント下回る0.93倍となり、就業地別有効求人倍率は1.13倍となっています。

49 ページ、資料No.10は「最低賃金の履行確保を主眼とする監督指導結果」です。資料の説明については以上です。

○会長

ありがとうございます。

ただ今の事務局の説明について何かご質問・ご意見はありますか。

よろしいですか。

それでは私から一つだけお聞きします。

資料No.6の「大津市における費目別標準生計費の推移」ですが、以前にも説明していただいた気がしますが、年度によって住居関係費がずいぶん額が違うということは、調査対象が違うということでしょうか。

○事務局（補佐）

件数は96件で同じですが、実数を別の家計調査費の指数に割り戻すので、どこかの項目で高いものがあると跳ね上がることになります。確か2年前にもこのような状況でした。この資料を見ていただくと住居費が隔年ごとに高くなったり低くなったりという数値を示していますので、住居関係については不安定要素がかなり多いと思います。一昨年度もこのような状況だったため発表元にも確認したのですが、「詳細は分からない、調査結果に指数を掛けているだけです。」とのことでした。

○会長

わかりました。他に何かご質問やご意見はありますか。

○全委員

〔発言無し〕

○会長

よろしいですか。次に議題（2）の「滋賀県最低賃金専門部会の設置について」に入ります。事務局から説明をお願いします。

○事務局（補佐）

それでは、専門部会の設置について説明します。

最低賃金法第 25 条第 2 項で、「最低賃金審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。」と規定されています。

また、同条 3 項に、「関係労働者を代表する委員、関係使用者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもって組織する。」とされています。最低賃金審議会令第 6 条 1 項に専門部会の委員の数は 9 人以内とするとされているため、公益代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員は、それぞれ 3 名の計 9 名で構成されています。

専門部会の労働者代表委員及び使用者代表委員については、最低賃金審議会令第 6 条第 4 項により関係労使の推薦を得て労働局長が任命することになっています。本日、労使委員の推薦公示を行う予定です。なお、推薦の締切りにつきましては 7 月 22 日を予定しています。以上です。

○会長

ただ今の事務局からの説明に何かご意見・ご質問はありませんか。よろしいですか。

では次に、議題（3）の「特定(産業別)最低賃金について」に入ります。

まず、令和元年度 特定(産業別)最低賃金の専門部会の廃止についてです。令和元年度の特定(産業別)最低賃金はすでに発効済みですが、元年度の専門部会がまだ残っている状態なので、滋賀地方最低賃金審議会専門部会運営規程第 10 条第 1 項の規定によって廃止したいと思います。よろしいですか。

○全委員

〔異議無し〕の声あり。

○会長

それでは、令和元年度の滋賀県特定(産業別)最低賃金専門部会を廃止します。

次に、令和 2 年度の特定(産業別)最低賃金にかかる意向表明について事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

お手元の資料 No. 11 「2020 年度（令和 2 年度）滋賀県特定（産業別）最低賃金の改正等意向表明（写）」をご覧ください。労働者側から、令和 2 年 2 月 27 日付けで、新繊維、窯業・土石製品製造業、一般機械器具製造業、精密機械器具・電気機械器具製造業、自動車・同附属品製造業、各種商品小売業の 6 つの最低賃金改正の意向表明をいただいています。また、適用については、現行の適用労働者の範囲となっています。

○会長

これについて、労使双方から意向確認をお願いします。

まず労働者側からお願いします。

○労働者代表委員

例年、特定最低賃金の発効に向けて出させていただいています。とりわけ昨今では、働き方改革、コロナの影響もありますが、この特定最低賃金は、当該産業の労働者のイニシアチブを発揮する中で、日本で唯一、企業の枠を超えて産業別労働条件を締結するシステムです。今回についても6業種について意向表明をさせていただき、申し出に向けて準備していますので、業種的にはさまざまな課題が有ろうかと思いますが、しっかりした議論をさせていただければと思っています。

○会長

ただ今の労働者側からのご意向に関して、使用者側からはどういったご意向ですか。

○使用者代表委員

使用者側としても、正式に申し入れをいただく段階で真摯に検討していきたいと思しますので、よろしくをお願いします。

○会長

ありがとうございます。

労働者側からの改正への意向表明に対し、使用者側からも真摯に対応したいというご意見でした。

それでは次に、議題（４）の「滋賀地方最低賃金審議会特別検討小委員会の設置について」です。事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

当局の審議会は、毎年、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無を検討する場として、特別検討小委員会を開催しており、今年度も設置を考えています。

○会長

事務局より説明がありましたが、今年度においても特別検討小委員会を設置するということによろしいですか。

○全委員

〔異議無し〕の声あり。

○会長

設置について異議が無いので、今年度についても特別検討小委員会を設置します。

それでは次に、特別検討小委員会委員の選出について、審議をしたいと思います。

54 期の 2 年目ということで、公益委員は昨年度同様、平井委員、佐野委員を推薦させていただきますが、労使各側は、特別検討小委員会委員として推薦していただけますか。

労働者側からいかがでしょうか。

○労働者代表委員

労働者側は一部メンバーが替わっていますので、今年については、大西委員、大江委員、私 池内の 3 名です。

○会長

使用者側はいかがですか。

○使用者代表委員

使用者側は、石田委員、石井委員、私 西田の 3 名でお願いします。

○会長

ありがとうございます。公益代表は私、中と、平井委員、佐野委員、労働者代表は大西委員、大江委員、池内委員、使用者代表は石田委員、石井委員、西田委員、以上のメンバーでよろしいですか。

○全委員

〔意見・発言無し〕

○会長

それでは本年度はこのメンバーで進めていきます。

続きまして、議題の（５）「実地視察について」ですが、これについても事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

それでは滋賀県最低賃金の実地視察について説明します。

委員の皆様、業種や地域等の実態を直接確認していただき有効な審議を諮ることを主眼に、地域別最低賃金を対象として各委員の皆様方に作業実態や労働環境を見ていただくことは有意義なことと考えていますが、今年度は、新型コロナの影響により、事業場との折衝、事業場および委員の方々への新型コロナ対策等のため、実施が困難な状況であり、滋賀県最低賃金の実地視察は見送りたいと考えています。

○会長

昨年、それから一昨年も実地視察をして、公益委員として非常に参考とさせていただきました。

本年度に関しても当初は予定していたが昨今の状況により見送りはやむを得ないと考えている、と事務局から説明がありましたが、本年度は滋賀県最低賃金の実地視察を実施しないということですのでよろしいですか。

○全委員

〔異議無し〕の声あり。

○会長

ありがとうございます。委員の皆様方の合意が得られましたので、本年度は滋賀県最低賃金の実地視察を見送ります。

それでは、議題の最後（６）「その他」ですが、まず、事務局から説明をお願いします。

○事務局（室長）

今年度の審議の日程（案）についてご説明します。

お手元の資料№13「令和２年度滋賀地方最低賃金審議会開催日程（案）」をご覧ください。

10月1日の発効を目指す場合、答申を8月5日水曜日にいただき、答申要旨の公示を15日間行い異議の申出の受付を行います。締切日は、8月20日木曜日となります。

現段階では7月中に目安額が示されるであろうということを前提として、事前にお伺いした皆様のご都合と合わせて検討した結果、7月28日火曜日開催の第2回本審で改めて目安の伝達をした後、引き続き専門部会を開催、8月5日水曜日までの日程で滋賀県最低賃金の金額審議を専門部会で進めていただき、8月5日水曜日午後に第3回本審議会で答申をいただきたいと考えています。

その後、昨年度と同様に8月21日金曜日には、異議が無くとも第4回の審議会を開催して、特定（産業別）最低賃金改正の必要性の答申と特定（産業別）最低賃金改正の諮問を予定していますので、よろしくをお願いします。

また、特別検討小委員会は、8月17日月曜日の午前9時30分から開催を予定しています。

皆様方におかれましては、ご多忙のところ集中的な審議となり大変恐縮ですが、どうぞご理解、ご協力のほどをお願いします。

事務局からは以上です。

○会長

ただ今の日程についての説明に関して、何かご意見・ご質問はありませんか。

○会長

現段階では7月中旬に目安額が示されるという前提の日程ですが、新型コロナの関係やここ数日間の自然災害の影響等で昨年や一昨年のような目安額が従前どおり出されるのかどうか正直わからない状況ですが、そちらがどうであろうともこの日程で最低賃金審議をしていくということですね。

事務局から他に何かありますか。

○事務局（室長）

事務局からはありません。

○会長

委員の皆様から、この場でご意見、ご質問等がありますか。

○全委員

〔意見・質問無し〕

○会長

それでは本日の会議はこれで終了します。

なお、運営規程の第7条にあります、議事録署名を行う委員の指名は、労働者側は池内委員に、使用者側は西田委員に、お願いします。

お疲れ様でした。

〔閉会〕